契約社員等の正社員登用に関する規程

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1. 0	初版	2006. 06. 01
2. 0	・登用手順における各事項の順序是正 ・ 登用審査・決定における審査から決定までの順序の明確 ・ 登用時の処遇における給与年齢の上限を27歳とする	2006. 09. 01
3. 0	推薦先、登用可否決定 社長→副社長 	2008. 10. 30
4. 0	規程作成細則実施に伴う書式変更	2010. 04. 01
5. 0	センター長の設置に伴う変更および書式の変更	2010. 07. 01
6. 0	役員執行体制の変更に伴う改正	2010. 08. 31
7. 0	役員執行体制の変更に伴う改正	2011. 07. 08
7. 1	役員執行体制の変更に伴う改正	2021. 06. 30

目 次

		目的	
		登用基準	
		登用手順	
		登用期日	
		推薦	
		登用審査・決定	
第	7条	登用時の処遇	2

契約社員等の正社員登用に関する規程

規程番号 0705-0000-00-規制 定日 2006年 6月 1日 改正日 2021年 6月30日

(目的)

第 1条 当社に勤務する雇員等の契約社員および派遣社員(以下「契約社員等」という)のうち優れた資質・能力を有する者を正社員登用(以下「登用」という)することによって、当該社員の雇用の安定を図り、もって当社における長期的・継続的な能力発揮を求めることにより、当社の業務遂行能力強化・活性化に資することを目的とする。

(脊用基準)

- 第 2条 対象者は、満年齢が40歳未満で次の各号のいずれかに該当する者に限る。
 - (1) その専門性および優秀性と、登用によって生ずる種々のコストを勘案して、なお登用することが望ましいと認められる者。
 - (2) 契約社員等で構成する定例定型業務を遂行する集団において、リーダーとしての役割を充分発揮していると認められる者。
 - 2 前項第1号に定める専門性および優秀性については、業務遂行能力・意欲、勤務態度、 性格および将来性等の総合的な評価によるものとする。

(登用手順)

- 第 3条 契約社員等の正社員登用は次の手順により行う。
 - (1) 当該契約社員等を所管する部長(以下「所管部長」という。)の推薦
 - (2) 人事審査委員会における審査
 - (3) 面接試験の実施
 - (4) 登用可否の決定

(登用期日)

第 4条 契約社員等を正社員に登用する期日は、原則4月1日または10月1日とする。

(推薦)

- 第 5条 所管部長は、所管の契約社員等が第2条に定める基準に該当すると認められるときは、 当該契約社員等の登用を総務部長、センター長を経由して社長に推薦する。
 - 2 推薦するについて、契約社員等は第2条に定める基準のほか、次の条件を充足していなければならない。
 - (1) 契約社員については、原則として当社での勤務が通算3年以上あること。
 - (2)派遣社員については、当社での勤務が満3年以上あり、かつ第4条に定める登用期日までに派遣契約が終了するもの。
 - (3) 正社員として今後10年以上勤務する意欲があること。
 - 3 前項第1号および第2号に定める勤務期間の計算は、第4条に定める登用期日の前日 時点で行う。
 - 4 派遣社員として勤務した後に引き続き契約社員として勤務している者については、派遣社員としての勤務開始日から起算して契約社員としての勤務期間を計算する。
 - 5 推薦は文書(以下「推薦状」という。)により行うものとし、推薦状の届出は第4条に定める登用期日の1ヶ月前の前日(2月末・8月末)とし、推薦状の様式は別に定め

る。

6 総務部長は、人事政策等の視点から登用の是非を考慮し、かつ当該契約社員等が第2 項に定める条件を充足することを確認したうえで、推薦状を受け付ける。

(登用審査・決定)

- 第 6条 契約社員等の正社員登用審査・決定は次の手順により行う。
 - (1) 人事審査委員会において、推薦状を受け付けた契約社員等に対し、検討・審査を実施する。
 - (2) 人事審査委員会の検討結果を踏まえ、速やかに役員、センター長および総務部長による面接試験を実施する。
 - (3) 社長が、登用可否を決定する。また、決定結果については審査結果を明確に記録する。

(登用時の処遇)

第 7条 登用時の処遇は一般職群とし、初任基本給は中途採用者の取扱い基準に準ずる。ただし、基準の適用は、給与年齢27歳を上限とする。